

議案第80号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第81号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

令和5年6月27日(火) 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- (1) 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (2) 大津市一般職の職員の給与に関する条例

2 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとして、5類感染症に位置づけられた。

これにより、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当の特例が廃止されることとなった。また、新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスも含まれる）対策のまん延初期からの迅速かつ的確な措置を可能とするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法および内閣法の一部改正が行われた。

これら一連の変更に対して、本市においては、大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の附則に定めていた感染症患者救護等作業手当の特例を廃止するとともに、大津市一般職の職員の給与に関する条例の条項ずれ等に対応する。

3 改正の内容

(1) 感染症患者救護等作業手当の特例を廃止

- ・ 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときに、1日につき3,000円又は4,000円を支給するとしていた、感染症患者救護等作業手当の特例について廃止する。

(2) 条項ずれ等への対応

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法における以下の改正に対応する。
 - ①条項ずれ(職員の身分の取扱いにかかる条項)
 - 旧:法第四十四条(緊急事態措置)
 - 新:法第二十六条の八(通常対策措置)
 - ②手当名称の変更
 - 旧:新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当
 - 新:特定新型インフルエンザ等対策派遣手当

4 改正の時期

(1) 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例

公布の日から施行する。

(2) 大津市一般職の職員の給与に関する条例

公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日のいずれか遅い方から施行する。